

公 示

農林水産省では、平成21年度地域水ネットワーク再生事業（情報分析事業）に対する補助を実施します。

当該補助を希望される場合は、下記に従いご応募ください。

記

1 事業の目的

環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水用水等の用水（以下「新たな用水等」という。）の取得に必要な情報を全国的なレベルで収集・分析し、用水施設整備等事業地区の円滑な推進を図るとともに、その成果の整理・標準化を行い、全国に広く波及させることを目的とします。

2 事業の内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりです。

- (1) 農業水利施設を活用した新たな用水等の取得に至るまでに必要な調査及び手続き、用水の利活用に必要な整備に関する基本的な考え方等を整理
- (2) 新たな用水等によって発生する効果の把握と経済評価
- (3) 新たな用水の取得等に係る地方公共団体、土地改良区等に対する技術的支援

3 応募資格及び応募方法

農林水産省のホームページに掲載する平成21年度地域水ネットワーク再生事業（情報分析事業）に係る公募要領、地域水ネットワーク再生事業実施要綱、地域水ネットワーク再生事業実施要領及び土地改良事業関係補助金交付要綱を参照してください。

4 公募の期間

公募の期間は平成21年4月1日（水）から平成21年4月13日（月）までとします。

5 補助金等交付候補者の選定方法

- (1) 農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等を審査の上、選定します。
- (2) 課題提案会を開催しないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定します。
- (3) 補助金等交付候補者は1団体を予定しています。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が具わっていないと判断できる場合は、応募者が1団体であっても補助金等交付候補者として選定しないこととなるので、予めご了承ください。

6 課題提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

提出方法：持参又は郵送によるものとします。

提出期限：平成21年4月14日（火）18：15までとします。

（郵送の場合は、平成21年4月14日（火）までに提出先必着とします。）

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部水資源課農業用水技術班

（北別館5階 ドア番号:北510）

7 課題提案書等の無効

本公示に示した応募資格を満たさない団体の課題提案書等は、無効とします。

8 照会・公募要領等交付窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部水資源課農業用水技術班（北別館5階ドア番号:北510）

TEL:(03)3502-8111

FAX:(03)5511-8252

担当者 課長補佐 草薙（内線5516）

水利技術第一係長 篠崎（内線5516）

公募要領等の交付は、平成21年4月13日（月）18：15までとします。

9 その他

本公示に記載のない事項は、平成21年度地域水ネットワーク再生事業（情報分析事業）に係る公募要領によるものとします。

以上公示する。

平成21年4月1日

農林水産省農村振興局長
吉 村 馨

平成21年度地域水ネットワーク再生事業（情報分析事業）に係る公募要領

第1 総則

平成21年度地域水ネットワーク再生事業（情報分析事業）（以下「本事業」という。）に係る課題提案の実施については、この要領に定める。

第2 公募対象補助事業等

（目的）

地域において、生物多様性、水質、景観、生活環境等の保全と、地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水用水等の用水（以下「新たな用水等」という。）の取得に必要な情報を全国的なレベルで収集・分析し、用水施設整備等事業実施地区の円滑な推進を図るとともに、その成果の整理・標準化を行い、全国に広く波及させることを目的とする。

（内容）

平成21年度においては、以下の内容について実施するものとする。

1 農業水利施設を活用した新たな用水等の取得に至るまでに必要な調査を全国で10地区程度実施し、取得手続き、用水の利活用に必要な整備に関する基本的な考え方を整理

（1）新たな用水等を取得しようとする事例や新たな用水に類似した水利用をしている事例を収集し、各種課題への対処方法を検討

（2）（1）を踏まえ、新たな用水等の取得に至るまでに必要な調査、関係機関との調整、手続き等を整理

（3）（1）を踏まえ、新たな用水等の取得及び利用並びにその利活用に必要な整備について、必要水量算出方法、施設整備内容等の基本的な考え方を整理

（4）新たな用水等のうち、冬期湛水用水は、農業用水の側面も併せ持つ用水であり、これらの導水について、事例収集、必要水量算定方法等の基本的な考え方を整理

2 新たな用水等によって発生する効果の把握と経済評価

（1）新たな用水等の取得による効果の分類

（2）新たな用水等の取得による効果の定量的評価手法の検討

（3）用水の種類別の経済効果の検討（5種類程度）

3 新たな用水等の取得に係る地方公共団体、土地改良区等に対する技術的支援

なお、本事業の実施に当たっては、「地域水ネットワーク再生事業実施要綱」第2の1に規定する地域水ネットワーク再生事業（用水施設整備等事業）と連携を図り実施するものとする。

このほか、本事業の詳細内容については、別添「地域水ネットワーク再生事業実施要綱」及び「地域水ネットワーク再生事業実施要領」を参照すること。

第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、次の1及び2の双方に適合するものとする。

1 対象団体

（1）民間企業

（2）独立行政法人

（3）認可法人

（4）民間団体

2 応募資格・条件等

（1）意思能力及び行為能力を有する団体であること。

（2）本事業を遂行する資力を有する団体であること。

（3）法人格を有しない任意団体の場合は、会計処理・意思決定等の方法について規約等が整備されていること。

（4）農業農村整備事業に関する法体系、技術体系、事業制度等に精通していること。

第4 補助対象経費の範囲

1 賃金

- 2 報償費
- 3 旅費
- 4 需用費
- 5 役務費
- 6 委託料
- 7 使用料及び賃借料
- 8 備品購入費
- 9 給与、職員手当等
- 10 共済費
- 11 補償費
- 12 資材購入費
- 13 機械賃料

なお、補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体
 にとっては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 申請できない経費
 事業実施に関連のない経費

第6 補助金の額及び補助率
 補助対象となる事業費は、30,000,000円以内とし、この範囲内で事業の
 実施に必要な経費を定額により補助します。
 なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした
 上で決定するため、提案のあった額より減額されることがありますので、予めご了承
 願います。

第7 課題提案書等の提出について

- 1 提出書類
 - (1) 本事業に係る課題提案書 15部
 - (2) 補助事業費内訳(参考資料として提出する。別添様式により、本事業を実施す
 るために必要な経費をすべて記載すること。) 15部
 - (3) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約 15部
 - (4) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関
 係書類 15部
- 2 提出方法
 持参又は郵送により提出すること。
- 3 提出期限
 平成21年4月14日(火)18:15まで
 (郵送の場合は、平成21年4月14日(火)までに提出先必着とする。)
- 4 提出・照会等窓口
 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
 農林水産省農村振興局整備部水資源課農業用水技術班(北別館5階 ドア番号:
 北510)
 TEL:(03)3502-8111(代表)
 FAX:(03)5511-8252
 担当者 課長補佐 草薙(内線5516)
 水利技術第一係長 篠崎(内線5516)

第8 課題提案書の内容等

- 1 課題提案書(様式は任意。但し、A4版で5枚以内(片面印刷で、文字サイズは
 11ポイント以上)とすること。図表等を用いてもよい。)は、以下の項目につ
 いて記載すること。また、課題提案書は、日本語で記載すること。
 (1) 事業実施方針及び内容
 (事業の目的に即した具体的な検討項目を設定し、実施方針を記載する。)
 (2) 事業実施計画

(事業全体の実施手順、スケジュール等を記載する。フロー図やスケジュール表などを用いて分かりやすく示すこと。)

- (3) 事業実施手法
((1) の実施方針を踏まえて、本要領第2の事業内容を実施するための手法を具体的に記載する。)
 - (4) 事業実施体制
(本事業に携わる担当者のリストや実施体制図を用いて分かりやすく記載する。事業内容に見合った技術者を配置すること。)
 - (5) 事業遂行能力
(本事業の目的を達成するための事業遂行能力を証明する類似事業実施実績等(過去5年間)を記載する。)
- 2 課題提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
 - 3 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
 - 4 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続き以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第9 課題提案書の選定(特定)

- 1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案会を開催しないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、1団体を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が具わっていないと判断できる場合は、応募者が1団体であっても補助金等交付候補者として選定しない。

第10 選定結果の通知

農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ平成21年5月22日(金)までに通知する。

第11 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、地域水ネットワーク再生事業実施要綱、地域水ネットワーク再生事業実施要領及び土地改良事業関係補助金交付要綱等に従って実施すること。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。
なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣の別に定める処分制限財産とし、当該財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、農村振興局長の承認を受けて処分したことより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、本事業の実施期間に関わらず、第三者に漏らしてはならない。

(別添) 補助事業費内訳

1 収入の部 (単位:円)

区 分	
国庫補助金	30,000,000
自己負担金	0
収益金	0
合 計	30,000,000

2 支出の部 (単位:円)

区 分	補助事業に要する経費	負担区分		積算基礎
		国庫補助金	その他	
1 農業水利施設を活用した新たな用水等の取得に至るまでに必要な調査及び手続き、用水の利活用に必要な整備に関する基本的な考え方等の整理				賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 技術員手当等 共済費 補償費 資材購入費 機械賃料 …などの必要経費
2 新たな用水等によって発生する効果の把握と経済評価				(上記同)
3 新たな用水等の取得に係る地方公共団体、土地改良区等に対する技術的支援				(上記同)

これは応募者から提出されるものをイメージしています。

地域水ネットワーク再生事業実施要綱

平成20年4月1日付け19農振第1811号

最終改正 平成21年1月27日付け20農振第1616号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

近年の農村地域は、都市化・混住化、畑地転換の増加等に伴う農業用水量の減少、非かんがい期における農業用水の不通、家庭雑排水の流入に伴う水質汚濁等によって、生活環境、自然環境、景観等が減退するとともに、農業者の減少により農業水利施設の維持管理負担が増大しており、この状況は今後更に顕著なものになっていくことが想定される。

このことから、本事業は、地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全するとともに、地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水等の用水を取得・再生し、農業用排水路等に通水させ、併せて水質を浄化するための施設整備や用水の利活用に必要な施設整備を実施することにより、農業用水等の更なる質的向上を図るものである。

また、用水の取得・再生については、事例が少ないことから、取得・再生までに必要な情報が不足している状況にあるため、用水の取得・再生等に係る河川協議、地元調整上の課題等を検討、分析し、対処方針の策定等を行うとともに、その成果を整理・標準化し、全国に広く波及させる。

第2 事業内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 用水施設整備等事業

- (1) 別表の1の(1)から(3)までに掲げる調査、調整、施設整備を総合的に行うものとする。
- (2) 別表の1の(4)に掲げる調査、調整を行うものとする。

2 情報分析事業

別表の2に掲げる情報分析を行うものとする。

第3 事業実施主体

- 1 第2の1の用水施設整備等事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。
- 2 第2の2の情報分析事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に定める公募要領により、農村振興局長及び地方農政局長等が公募し、応じた者の中から事業実施主体として選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

第4 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

1 用水施設整備等事業

(1) 次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 農業水利施設における維持・保全管理負担が増嵩し、その継続に支障を来すことが懸念される地域であること。

イ 取得・再生する用水の通水施設が農村振興局長が別に定める基準を満たす農業水利施設であること。

(2) (1)に定めるところのほか、環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件のうちア及びイを、消流雪用水を取得する場合にあっては、ア及びウを満たすものとする。

ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業水利施設の維持・保全管理の主体となる地域水ネットワーク再生協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。

イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープラン（「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱について」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）」に定めるものをいう。以下同じ。）の環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること、又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること。

ウ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。

2 情報分析事業

用水施設整備等事業と一体的な実施が見込まれること。

第5 事業実施期間等

- 1 用水施設整備等事業の採択期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。
- 2 情報分析事業の実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

第6 事業実施手続

1 用水施設整備等事業

(1) 知事は、都道府県が事業実施主体である事業（以下「都道府県営事業」という。）を実施しようとするとき、又は市町村、土地改良区その他知事が適当と認める者が事業実施主体である事業（以下「団体営事業」という。）を実施しようとする者から事業を実施したい旨の申請があり、これを妥当と認めるときは、事業の採択を希望する年度の前年度の1月末日までに事業採択申請書に次に掲げるものを添えて、地方農政局長等に提出するものとする。

ア 地域水ネットワーク再生事業計画書

イ 地域水ネットワーク再生事業計画概要書

ウ 環境用水、冬期湛水用水の取得にあつては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画

エ 消流雪用水の取得にあつては、地方公共団体が定める除雪計画

(2) 地方農政局長等は、(1)の規定による申請を審査の上、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、知事にその旨を通知するものとする。なお、団体営事業にあつては、採択の通知を受けた知事は、団体営事業を実施しようとする者にその旨を通知するものとする。

2 情報分析事業

本事業を実施しようとする者は、農村振興局長及び地方農政局長等が別に定める公募要領により応募申請を行うものとする。

第7 事業計画の変更

1 事業実施主体は、第6の規定により採択された事業について、次のいずれかに該当する場合には、事業計画の変更を行うものとする。なお、団体営事業にあつては知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 物価又は労賃の変更によるものを除く総事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

2 知事は、1の事業計画の変更を行ったとき又は団体営事業の事業計画の変更を承認したときには、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第8 助成

1 国は、本事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に助成するものとする。

2 国は冬期湛水に対応した施設整備により増高する経費に対し、別に定めるところにより、促進費を交付するものとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 都道府県営事業を実施する知事は地方農政局長等に、団体営事業の事業実施主体は知事に、それぞれ、毎年度事業実施結果等を報告するものとする。
- 2 知事は、1の規定により団体営事業の事業実施主体から報告を受けたときは、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 3 公募団体の代表者は、毎年度、事業実施結果を農村振興局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

第11 附則

平成20年度および平成21年度における事業採択申請書等の提出期限は、第6の1の(1)の規定にかかわらず、平成21年2月末日とする。

別表

事業内容
<p>1 用水施設整備等事業</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備<ul style="list-style-type: none">ア 用水の需要調査イ 試験通水等による協議、操作管理等調整ウ 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備エ 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備(2) 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備<ul style="list-style-type: none">ア 浄化水路整備イ 曝気施設等の浄化施設整備(3) 用水の利活用に必要な施設整備<ul style="list-style-type: none">ア 環境との調和に配慮した水路整備イ 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備ウ その他用水の利活用に必要な施設整備(4) 冬期湛水に資する調査、調整 <p>2 情報分析事業</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 用水に関する分析(2) 取水規定、財産、維持管理等の検討(3) 費用便益分析

地域水ネットワーク再生事業実施要領

平成20年4月1日付け19農振第1812号

最終改正 平成21年1月27日付け20農振第1617号

各 地方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 振 興 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

(農 林 水 産 省) 農 村 振 興 局 長

第1 趣旨

本事業は、地域水ネットワーク再生事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1811号農林水産事務次官依名通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業内容

要綱第2の別表の1の(2)及び(3)にあつては、(1)と併せて行うものとし、(2)又は(3)を単独で実施できないものとする。

第3 採択要件

- 1 要綱第4の1の(1)のアの「地域」とは、次の事項が要綱第6の1の(1)のアに規定する地域水ネットワーク再生事業計画書に定められている地域をいう。
 - (1) 地域の営農特性
 - (2) 農家戸数及びその経営規模
 - (3) 今後の営農形態の変化及び農家の見通し状況
 - (4) 農業水利施設における土砂、ゴミ等の堆積状況
 - (5) 農業水利施設における維持管理作業の内容とその費用
- 2 要綱第4の1の(1)のイの農村振興局長が別に定める基準とは、用水の水利使用の許可及び維持・保全管理負担の軽減が見込まれるものとする。
- 3 要綱第4の1の(2)のアの「関係機関」とは、都道府県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係利水者、地域の代表者等とする。

第4 事業実施手続

- 1 要綱第6の1の(1)に定める事業採択申請書は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 要綱第6の1の(1)のアの地域水ネットワーク再生事業計画書は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 要綱第6の1の(1)のイの地域水ネットワーク再生事業計画概要書は、別記様式第3号によるものとする。
- 4 要綱第6の1の(2)に定める都道府県知事への通知は、別記様式第4号によるものとする。

第5 事業計画の変更

要綱第7の2の地方農政局長等への報告は、別記様式第5号によるものとする。

第6 助成

要綱第8の助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

1 用水施設整備等事業

(1) 工事費

- ア 純工事費
- イ 測量及び試験費
- ウ 船舶及び機械器具費
- エ 営繕費
- オ 用地費及び補償費
- カ 工事雑費

(2) 事務費

2 情報分析事業

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 給与、職員手当等
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材購入費
- (13) 機械賃料

3 要綱第8の2の「冬期湛水に対応した施設整備により増高する経費」（以下「増高経費」という。）とは、冬期湛水を実施するための施設整備費用であり、冬期湛水を実施しない場合の本事業による施設整備費用と比較して掛かり増しとなった事業費とする。

4 要綱第8の2の「促進費」は、増高経費の100分の20相当とする。

第7 事業実施状況の報告

要綱第9に定める報告は、次により行うものとする。

- 1 要綱第9に定める農村振興局長又は地方農政局長等への報告は、別記様式第6号により事業実施年度の翌年の6月末日までに提出するものとする。
- 2 用水施設整備等事業について、用水の水利使用の許可を受けた年度の報告にあつては、事業実施主体は、1の報告に用水の水利使用規則及びその参考資料（以下「水

利使用規則等」という。)を添えて提出するものとする。なお、事業実施最終年度までに用水の水利使用の許可を受けていない場合にあつては、事業実施主体は事業実施最終年度に1の報告に申請段階の用水の水利使用規則等を添えて提出し、事業実施終了後に用水の水利使用の許可を受け次第、速やかに用水の水利使用規則等を提出するものとする。

(別記様式第1号)

地域水ネットワーク再生事業採択申請書

番 号
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 名

地域水ネットワーク再生事業実施要綱第6の1の(1)の規定により、下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく、関係書類を添えて申請します。

記

都道府県名	地区名	関係市町村名	総事業費	備考
			千円	

(別記様式第2号)

地域水ネットワーク再生事業計画書

第1章 地域と農業水利施設等の概要

第1節 地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。

事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

第2節 地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

第3節 農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方(農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等)等を記載する。

第2章 事業の基本方針

第1節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

第2節 地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第1節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

第3節 整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整及び施設整備の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

第3章 事業計画の内容

第1節 事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

第2節 事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

第3節 費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

第4節 費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

第5節 施設等の予定管理方法

本事業及び関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

第6節 事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

(別記様式第3号)

地域水ネットワーク再生事業計画概要書

都道府県名		地区名		関係市町村		事業実施主体		事業概要						
水系河川名								工期		総事業費		千円		
現況土地改良施設の整備状況	事業名								取得・再生する用水(想定)	目的				
	事業主体									水利権者				
	工期									水利施設				
	受益面積 (ha)		水田	畑	樹園地	その他	計	施設財産所有者						
								施設管理者						
	受益戸数									その他事項(通水量、期間等)				
	農用水利施設	施設名	数量	財産者	管理者	諸元等		負担区分(千円)						
								区分		国費	県費	市町村	その他	計
	既得水利権	水利権者								農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備				
水利施設								用水の利活用に必要な施設整備						
許可期間								計						
最大通水量(m ³ /s)														
水利権調整状況								施設整備内容		施設名	数量	事業費(千円)	諸元等	
図面等		1. 計画位置図 2. 一般計画平面図 3. 計画用排水系統図												

(別記様式第4号)

地域水ネットワーク再生事業採択通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省地方農政局長 名
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあつた下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

都道府県名	地区名	関係市町村名	総事業費	備考
			千円	

(別記様式第5号)

地域水ネットワーク再生事業計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 名

(都道府県営事業)

平成 年 月 日付け 第 号をもって、事業採択の通知のあつた、地域水ネットワーク再生事業 地区について、事業計画の変更を別紙の内容で行つたので報告する。

(団体営事業)

平成 年 月 日付け 第 号をもって、事業採択の通知のあつた、地域水ネットワーク再生事業 地区について、事業計画の変更を別紙のとおり承認したので報告する。

(別記様式第5号の別紙)

地区名		局名		事業実施主体	
事業名				所在地	
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定年月日		年までの進捗率 (変更事業費ベース)
項目	現計画	変更計画	増減	備考	
事業費					
工期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増減	増減の内訳又は理由

(別記様式第6号)

平成 年度 地域水ネットワーク再生事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道・公募団体にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 名
〔公募団体にあつては、住所
団体名
代表者名〕

地域水ネットワーク再生事業実施要綱第9の規定により、下記のとおり事業実施結果について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業実施内容及び地域水ネットワーク再生事業計画の変更事項
3. 用水の水利使用に係る調整状況
4. 事業収支決算書
(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
情報分析事業費				
計				

土地改良事業関係補助金交付要綱

昭和31年 8月13日付け31農地第3966号
最終改正 平成21年 4月 1日付け20農振第2224号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
北 海 道 知 事
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 県 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長
全 国 農 業 会 議 所 会 長

） 殿

農 林 水 産 事 務 次 官

第 1 農林水産大臣は、農業生産基盤の整備を図るため、土地改良事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県、全国土地改良事業団体連合会及び全国農業会議所並びに農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体（以下「公募団体」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「令」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号、以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年 4月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 第 1 に規定する土地改良事業等に要する経費は、次の表の事業等の欄に掲げる事業又は事務に要する経費とし、その事業等の区分、事業等又は補助対象事業の区分、採択基準等及び補助率は、当該各欄に掲げるとおりとする。

第 3 法第 5 条、令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長

(以下「北海道開発局長」という。)、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。))に提出する。なお、その提出部数は、正副2部とする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。

3 都道府県、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出時期は、地方農政局長(北海道、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)が毎年度別に定める日までとする。

第5 農林水産大臣は、第3第2項による依頼を受け、法第6条第1項及び第3項の規定により補助金の交付決定をする場合、北海道開発局長に通知する。

第6 都道府県、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体は、規則第3条第1号イ又は口の規定により、地方農政局長(北海道、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長)の承認を受けようとする場合には、補助事業等変更承認申請書(別記様式第2号)正副2部を地方農政局長(北海道にあつては北海道開発局長、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

第7 農林水産大臣は、第6第2項による依頼を受け、規則第3条第1号の規定により承認する場合、北海道開発局長に通知する。

第8 規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

1 第2の表の事業等の欄に掲げる(1)から(8)まで(ただし(7)の事業のうち調査設計事業及び(8)の事業のうち全国土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設維持管理適正化事業を除く。)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区相互間の経費の額の流用

イ 地区ごとに次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

a 工事費から事務費への経費の額の流用

b 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用

c 工事費の各費目相互間の30パーセントを超える経費の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

d 第2の表の事業等の欄の(2)の事業のうち採択基準等の欄の(2)に該当する事業に係る経費から事務費及び工事雑費への経費の額の流用

e 第2の表の事業等の欄の(5)の事業のうち事業等又は補助対象事業の区分の欄の1の(1)の事業であつて採択基準等の欄の(2)に該当する事業、事業等又は補助対象事業の区分の欄の1の(2)の事業であつて採択基準等の欄の(2)に該当する事業、並びに事業等又は補助対象事業の区分の欄の4の事業であつて採択基準等の欄の(2)及び採択基準の欄(3)に該当する事業に係る経費から事務費及び工事雑費への経費の額の流用

(イ) 事業内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

b 工種の新設、変更又は廃止

c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2) 団体が行う事業

ア 事業主体の変更

イ 地区相互間の間接補助金の額の流用

ウ 地区ごとに次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

a 工事費から事務費への経費の額の流用

b 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用

(イ) 事業内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

b 工種の新設、変更又は廃止

2 第2の表の事業等の欄に掲げる(7)の事業のうち事業等又は補助対象事業の区分の欄の(3)に係るものにあつては、都道府県の補助に係る間接補助事業者ごとの間接補助金の額の増減以外の変更

3 第2の表の事業等の欄に掲げる(8)の事業のうち全国土地改良事業団体連合会が行

う土地改良施設維持管理適正化事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

- (1) 資金造成額の30パーセントを超える額の増減
- (2) 交付金総額の30パーセントを超える額の増減

4 第2の表の事業等の欄に掲げる(9)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

- (1) 地区相互間の間接補助金の額の流用
- (2) 地区ごとに次に掲げる変更
 - ア 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30パーセントを超える経費の額の増減
 - b 事業費から事務費への経費の額の流用
 - イ 事業内容の変更
 - a 人員配置の変更
 - b 費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止

5 第2の表の事業等の欄に掲げる(10)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

- (1) 地区相互間の経費の額の流用
 - ア 対象事業地区間の経費の額の流用
 - イ 事業費のうち地域用水機能増進事業実施要綱第3の1の(4)以外の経費から同要綱第3の1の(4)への経費の額の流用
- (2) 事業内容の変更
 - ア 費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止

6 第2の表の事業等の欄に掲げる(11)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

- (1) 事前探査の範囲に著しい変更
- (2) 事前探査に要する経費の30パーセントを超える額の増減

7 第2の表の事業等の欄に掲げる(12)の事業に係るものにあつては、次に掲げる変更以外の変更

- (1) 地区相互間の経費の額の流用
- (2) 地区ごとに次に掲げる変更
 - ア 事業費のうち水資源活用地域共生事業実施要綱第2の1の(4)以外の経費から同要綱第2の1の(4)への経費の額の流用
 - イ 事業内容の変更
 - a 費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止

8 第2の表の事業等の欄に掲げる(13)の事業に係るものにあつては、事業費のうち工種の欄に掲げる経費の相互間の30パーセントを超える額の増減以外の変更

9 第2の表の事業等の欄に掲げる(14)の事業のうち土地改良融資事業等指導監督にあつては、同表の(14)の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等の欄の(1)から(5)までの事業等に要する経費(間接補助事業にあつては、当該間接補助事業に要する経費)のそれぞれの30パーセントを超える増減及び相互間の流用以外の変更

第9 都道府県、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体は、規則第3条第2号の規定により地方農政局長(北海道、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由並びに補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長(北海道にあつては北海道開発局長、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

第10 都道府県知事は、法第9条第1項、規則第4条により申請を取り下げる場合、取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長(北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に申請の取り下げの報告をするものとする。

第11 法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第3号により、遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長(北海道にあつては北海道開発局長、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあつては、農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)に提出しなければならない。ただし、地方農政局長(北海道、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に遂行状況報告の報告をするものとする。

第12 規則第6条の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出する。その提出部数は正副2部とする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に実績報告書の報告をするものとする。

3 第3第3項ただし書により交付の申請をした都道府県、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体は、第1項の実績報告書を提出するにあたって第3第3項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3第3項ただし書により交付の申請をした都道府県、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を（前項の規定により減額をした各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）別記様式第5号により速やかに地方農政局長（北海道、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するとともに、地方農政局長（北海道、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第13 農林水産大臣は、第12第2項の報告を受け、法第15条の規定により額を確定する場合、北海道開発局長に通知する。

第14 令第13条第4号及び第5号の農林水産大臣の定める財産は、それぞれ1件の取得価額50万円以上（昭和45年度分以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては、5万円以上）のものとする。

第15 公募団体のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である団体は、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第6号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに農林水産大臣に提出するものとする。

事業等	事業等又は補助対象事業の区分	採 択 基 準 等	補 助 率		摘 要
			都 府 県	北 海 道	
(1) 都道府県が行うかんがい排水事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業、市町村、土地改良区等が行う基幹水利施設ストックマネジメント事業、地域農業水利施設ストックマネジメント事業及び水利区域内集積促進事業に要する経費に対して都道府県が補助する事業	1 かんがい排水事業 (1) 一般型及び特定地域型 ア かんがい排水事業	<p>次に掲げる一に該当するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く）。</p> <p>(1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、当分の間、水田については100ヘクタール、畑地については50ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、当分の間、5ヘクタール、ただし、畑地については末端支配面積の制限を設けない。）以上のもの。</p> <p>ただし、ほ場整備事業等区画整理を含む事業に関連して行われるものであって、水田農業経営確立対策実施要綱（平成12年4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官依命通知）第5の2に基づく水田農業振興計画が策定され、かつ、地域として米の計画的生産が確実と見込まれる地区であり、平成12年度から平成16年度までの間に採択されるものにあつては、農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて受益面積及び末端支配面積がおおむね60ヘクタール以上のもの。</p> <p>(2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設（「畑地を受益地とする農業用排水施設」という。以下この項において同じ。）の新設又は変更（都道府県営かんがい排水事業によつて新設された畑地を受益地とする農業用排水施設の変更に限る。）であつて、受益面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、50ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、当分の間、末端支配面積の制限を設けない。）以上のもの。</p> <p>(3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、おおむね5ヘクタール）以上のものの受益面積の合計がおおむね200ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、おおむね100ヘクタール）以上のもの。</p> <p>(4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね20ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、末端支配面積の制限を設けない。）のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール（沖縄県において行うものにあつては、おおむね50ヘクタール）以上のもの。</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の80%</p> <p>(3) 奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域（以下「奄美群島」という。）において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%</p> <p>(4) 採択基準等の欄の(9)の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p>	当該補助事業費の50%	

- (5) 北海道におけるため池の新設、廃止又は変更であって、受益面積が50ヘクタール以上のもの並びに北海道における主として畑を受益地とする排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの及び主として畑を受益地とする国営事業施行部分に接続する排水施設の新設又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール以上のもの。
- (6) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む。）を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。
- (7) 北海道における水田につき行う客土事業であって、受益面積がおおむね200ヘクタール以上であり、主として機械力により採土し、かつ、軌道若しくはトラック等により客入土の運搬を行うもの。
- (8) 河川に設置されている取水施設（農業用水として河水を得るための頭首工、集水きよ、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。）が河川における土砂の採取、ダムを設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
- (9) 「土地改良事業計画基準（排水・ほ場整備(畑)）」（昭和53年9月12日付け53構改C第306号農林水産事務次官依命通知）により定められた排水に係る基準を上回る機能を有する排水施設を整備する必要がある地域において(1)の事業と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね100ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積が併せ行う(1)の事業の末端支配面積と同一であるもの。

イ 農業用水再編対策事業

都道府県営農業用水再編対策事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改D第223号農林水産事務次官依命通知）第3の(1)に定める事業。

当該補助事業費の50%

当該補助事業費の50%

ウ 農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）

都道府県営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）実施要綱（平成10年4月8日付け10構改D第219号農林水産事務次官依命通知）第3の要件に該当するもの。

- (1) 当該補助事業費の50%
 (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80%
 (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%

当該補助事業費の50%

エ 流域水質保全機能増

都道府県営流域水質保全機能増進事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第265号農林水産事務次官依命通知）第2の要

- (1) 当該補助事業費の50%
 (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定に

当該補助事業費の50%

	進事業	件に該当するもの。	かかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%	
オ	農業水利施設緊急更新整備事業	農業水利施設緊急更新整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け13農振第3192号農林水産事務次官依命通知)第4の要件に該当するもの。	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65%	当該補助事業費の50%
カ	新農業水利システム保全整備事業	新農業水利システム保全整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2578号農林水産事務次官依命通知)第4の要件に該当するもの。	(1) 当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の65%	当該補助事業費の50%
(2)	排水対策特別型(地域水田農業支援排水対策特別事業)	地域水田農業支援排水対策特別事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2580号農林水産事務次官依命通知)第4の要件に該当するもの。	当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%
(3)	水利区域内農地集積促進整備型(水利区域内農地集積促進整備事業)	(1) 水利区域内農地集積促進整備事業実施要綱(平成 年 月 日付け 農振第 号農林水産事務次官依命通知)第 1 の (1)要件に該当するもの。	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の80% (3) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の65% (4) 離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)、過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む)を含む)をいう。以下同じ。)、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。))又は急傾斜畑地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。))をいう。以下同じ。)においては、(1)の規定にかか	(1) 当該補助事業費の50% (2) 特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯においては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%

			助事業費の75%、離島において行うものにあつては当該補助事業費の50%、奄美群島において行うものにあつては当該補助事業費の52%		
(3) 都道府県が行う農道整備事業	<p>1 広域農道整備事業</p> <p>(1) 広域営農団地農道整備型</p>	<p>広域営農団地の基幹となる農道の新設若しくは改良又はこれらと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、受益面積がおおむね1,000ヘクタール(離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、おおむね300ヘクタール)以上、総事業費が20億円以上であり、かつ、車道幅員がおおむね5メートル(離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、おおむね4メートル)以上であるもの。</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業(以下「水源地域対策関連事業」という。)にあつては、当該補助事業費の55%</p> <p>(3) 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず、当該補助事業費の3分の2</p>	<p>(1) 当該補助事業費の55% ただし、農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。)以外の地域をその施行に係る地域に含めて行うものであつて、自動車交通量のうち、農業に係るものが8割未満のものにあつては当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 北海道寒冷地畑作営農改善資金通臨時措置法(昭和34年法律第91号)第2条第1項の規定に基づく指定地域(以下「北海道寒冷地域」という。)において行うものであつて、延長がおおむね10キロメートル(離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜畑地帯において行うものにあつては、おおむね5キロメートル)以上のものにあつては、前号の規定にかかわらず当該補助事業費の55%</p>	
	<p>(2) 中山間活性化ふれあい支援農道型</p>	<p>中山間・都市ふれあいの郷づくり連携対策事業実施要綱(平成9年4月1日付け9構改C第136号農林水産事務次官依命通知)の第2の1に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画及び都道府県が策定する「中山間活性化・都市交流促進モデル事業計画」に位置付けられた農道であつて、中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもつて都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進すると認められるものの新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、受益面積がおおむね200ヘクタール以上、総事業費が20億円以上であり、かつ、幅員は連携する道路事業と調整が図られたもの。</p>	<p>(1)ア 当該補助事業費の50% イ 水源地域対策関連事業にあつては、アの規定にかかわらず当該補助事業費の55%</p> <p>(2) 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の3分の2</p>	<p>(1) 当該補助事業費の55% ただし、農業振興地域以外の地域をその施行に係る地域に含めて行うものであつて、自動車交通量のうち、農業に係るものが8割未満のものにあつては当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 北海道寒冷地域において行うものであつて、延長がおおむね3キロメートル以上のものにあつては、前号の規定にかかわらず当該補助事業費の55%</p>	

<p>2 基幹農道整備事業</p>	<p>農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、受益面積がおおむね50ヘクタール（振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール）以上、車道幅員がおおむね4メートル（沖縄県、離島、奄美群島、振興山村又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、おおむね3メートル）以上であり、かつ、その総事業費が1億円以上であるもの。</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50% (2) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）に基づき決定された明日香村整備計画に基づく事業にあつては、当該補助事業費の3分の2 (3) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の85% (4) ア 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の3分の2 (5) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%</p>	<p>当該補助事業費の55%</p>	
<p>3 一般農道整備事業</p>	<p>次に掲げる一に該当するもの。 (1) 農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であって、受益面積がおおむね50ヘクタール（振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、おおむね30ヘクタール）以上で総事業費が5千万円以上であり、かつ、全幅員がおおむね4.5メートル（特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、おおむね4メートル）以上であるもの。 (2) 樹園地を主体とした農用地若しくは野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地（以下「野菜指定産地」という。）における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下「野菜指定産地における畑地域」という。）又は田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下「田畑輪換を行う水田地帯」という。）において行う農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行うライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、受益面積が(1)の条件に適合し、かつ、次に掲げるもののうち農道網の整備に必要なもの。 ア 総事業費及び全幅員が(1)の条件に適合する幹線農道 イ 全幅員がおおむね3メートル以上である支線農道 ウ 全幅員がおおむね2メートル以上である末端耕作道 エ 総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設（野菜指定産地における畑地域又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。） (3) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域又は農村振興局長（以下、「局長」という。）が定める地域の農業集落を結ぶ農道（農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第239号農林事務次官依命通知）第4の1の(2)のエに規定するものに限る。）の新設、改良若しくは附帯整備又はこれと併せて行うライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、次の条件に適合するもの。</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の85% (3) ア 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の55% イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、アの規定にかかわらず当該補助事業費の3分の2 (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75% (5) 採択基準等の欄(3)の事業にあつては、前各号の規定にかかわらず50%</p>	<p>当該補助事業費の55%</p>	

		<p>ア 農道本体のみの場合</p> <p>(ア) 受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。</p> <p>(イ) 総事業費が5千万円以上であること。</p> <p>(ウ) 車道幅員がおおむね4メートル以上であること。</p> <p>イ 附帯整備を併せて行う場合</p> <p>(ア) 農業集落道整備</p> <p>アの農道と接続して、一体的な機能を果たすもの。</p> <p>(イ) 農村交流基盤整備</p> <p>アの農道に附帯又は隣接して設置するものであって、その事業費が農道本体の整備に要する事業費の30%以内であるもの。</p>			
	4 農道保全対策事業	農道保全対策事業実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1877号農村振興局長通知)第7の要件に該当するもの。	<p>(1) ア 当該補助事業費の45%</p> <p>イ 豪雪地帯、急傾斜畑地帯又は水源地域において行うものにあつては、アの規定にかかわらず当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の80%</p> <p>(3) ア 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の50%</p> <p>イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、アの規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の65%</p>	当該補助事業費の50%	
(5) 都道府県が行う経営体育成基盤整備事業及び市町村、土地改良区等が行う農業経営高度化支援事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業	1 経営体育成基盤整備事業 (1) 一般型	(1) 経営体育成基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)及び第4の2の要件に該当する一般型。(但し、農業経営高度化支援事業の要件に該当するものを除く。)	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の75%</p> <p>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の55%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60%</p> <p>(5) 水源地域対策関連事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(6) 他の都府県営事業のうち、次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。</p> <p>ア 排水対策特別事業にあつては、当該補助事業費の50%</p> <p>イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林水産事務次官依命通知)別表の(2)及び(3)の項の補助率</p> <p>ウ かんがい排水事業にあつては、当該補助事業費の50%</p> <p>エ 農道整備事業にあつては、当該補助事業費の50%。</p> <p>ただし、水源地域において行うものにあつては、当該補助事業費の55%</p>	<p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 他の道営事業のうち、次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。</p> <p>ア 排水対策特別事業にあつては、当該補助事業費の50%</p> <p>イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災事業等補助金交付要綱別表の(2)及び(3)の項の補助率の欄に掲げる補助率</p> <p>ウ かんがい排水事業にあつては、当該補助事業費の50%</p> <p>エ 農道整備事業にあつては、当該補助事業費の55%</p> <p>(3) 区画整理事業、排水対策特別事業、ため池等整備事</p>	

		<p>(7) 区画整理事業、排水対策特別事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、かんがい排水事業又は農道整備事業を併せて施行する場合にあつては、総合補助率（各事業に要する経費に各事業に対応する補助率を乗じて得た額を合計して得た額の各事業に要する経費を合計して得た額に対する比率（百分比で表示するものとし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の75%</p> <p>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の55%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60%</p> <p>(1) 基幹事業にあつては、当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 併せ行う事業にあつては、当該補助事業費の50%</p> <p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の75%</p> <p>(3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60%</p> <p>(5) 水源地域対策関連事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(6) 他の都府県営事業のうち、次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。 ア 排水対策特別事業にあつては、当該補助事業費の50% イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林水産事務次官依命通知）別表の(2)及び(3)の項の補助率 ウ かんがい排水事業にあつては、当該補助事業費の50% エ 農道整備事業にあつては、当該補助事業費の50%。ただし、水源地域において行うものにあつては、当該補助事業費の55%</p> <p>(7) 区画整理事業、排水対策特別事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、かんがい排水事業又は農道整備事業を併せて施行する場合にあつては、総合補助率</p>	<p>業、湛水防除事業、かんがい排水事業又は農道整備事業を併せて施行する場合にあつては、総合補助率</p> <p>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>当該補助事業費の50%</p> <p>(1) 当該補助事業費の50%</p> <p>(2) 特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(3) 他の道営事業のうち、次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。 ア 排水対策特別事業にあつては、当該補助事業費の50% イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災事業等補助金交付要綱別表の(2)及び(3)の項の補助率の欄に掲げる補助率 ウ かんがい排水事業にあつては、当該補助事業費の50% エ 農道整備事業にあつては、当該補助事業費の55%</p> <p>(4) 区画整理事業、排水対策特別事業、ため池等整備事</p>
	<p>(2) 経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(1)及び第4の2の要件に該当する一般型のうち農業経営高度化支援事業の要件に該当するもの。</p>		
	<p>(3) 農地還元資源利活用事業実施要綱（平成3年7月17日付け3構改D第482号農林水産事務次官依命通知）第2の別表に掲げる事業に該当するもの。</p>		
<p>(2) 面的集積型及び農業生産法人等育成型</p>	<p>(1) 経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)及び第4の3の要件に該当する面的集積型又は第3の2の(3)及び第4の4の要件に該当する農業生産法人等育成型。（但し、農業経営高度化支援事業の要件に該当するものを除く。）</p>		

	(2) 経営体育成基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(2)及び第4の3の要件に該当する面的集積型又は第3の2の(3)及び第4の4の要件に該当する農業生産法人等育成型のうち農業経営高度化支援事業の要件に該当するもの。	(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%	業、湛水防除事業、かんがい排水事業又は農道整備事業を併せて施行する場合には、総合補助率 (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%
2 地域水田農業支援緊急整備事業	地域水田農業支援緊急整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2691号農林水産事務次官依命通知)第4の要件に該当するもの。	当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%
3 地域水田農業再編緊急整備事業	地域水田農業再編緊急整備事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1934号農林水産事務次官依命通知)第4の要件に該当するもの。	当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%
4 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	(1) 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知)第3及び第4の要件に該当するもの(耕作放棄地解消支援事業、耕作放棄地解消・集積促進事業及び耕作放棄地活用推進事業を除く。)	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60% (5) 水源地域対策関連事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (6) 他の都府県営事業のうち、次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。 ア 排水対策特別事業にあつては、当該補助事業費の50% イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林水産事務次官依命通知)別表の(2)及び(3)の項の補助率 ウ かんがい排水事業にあつては、当該補助事業費の50% エ 農道整備事業にあつては、当該補助事業費の50% ただし、水源地域において行うものにあつては、当該補助事業費の55% (7) 区画整理事業、排水対策特別事業、ため池等整備事	(1) 当該補助事業費の50% (2) 特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (3) 他の道営事業のうち、次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。 ア 排水対策特別事業にあつては、当該補助事業費の50% イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災事業等補助金交付要綱別表の(2)及び(3)の項の補助率の欄に掲げる補助率 ウ かんがい排水事業にあつては、当該補助事業費の50% エ 農道整備事業にあつて

		<p>(2) 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第3及び第4の要件に該当するもの（耕作放棄地解消支援事業及び耕作放棄地活用促進事業に限る。）</p> <p>(3) 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第3及び第4の要件に該当するもの（耕作放棄地解消・集積促進事業に限る。）</p>	<p>業、湛水防除事業、かんがい排水事業又は農道整備事業を併せて施行する場合には、総合補助率</p> <p>定額補助</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費又は当該間接補助事業費の75%</p> <p>(3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の60%</p>	<p>は、当該補助事業費の55%</p> <p>(4) 区画整理事業、排水対策特別事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、かんがい排水事業又は農道整備事業を併せて施行する場合には、総合補助率</p> <p>定額補助</p> <p>(1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p> <p>(2) 特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%</p>	
<p>(6) 都道府県が行う地域開発関連基盤整備事業及び都道府県知事の適当と認める団体その他の者が行う地域開発関連整備事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業</p>	<p>1 都道府県営地域開発関連基盤整備事業</p>	<p>地域開発関連基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知）第3の要件に該当するもの。</p>	<p>(1) 当該補助事業費の45%</p> <p>(2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の75%</p> <p>(3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の50%</p> <p>(4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55%</p> <p>(5) 水源地域対策関連事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の50%</p> <p>(6) 他の都府県営事業のうち次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。 ア 排水対策特別事業にあつては、当該補助事業費の50% イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林水産事務次官依命通知）別表の(2)及び(3)の項の補助率 ウ かんがい排水事業にあつては、当該補助事業費の50% エ 農道整備事業にあつては、当該補助事業費の50%ただし、水源地域において行うものにあつては、当該補助事業費の55%</p> <p>(7) 区画整理事業、排水対策特別事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、かんがい排水事業又は農道整備事</p>	<p>(1) 当該補助事業費の45%</p> <p>(2) 畑地につき行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の50%</p> <p>(3) 他の道営事業のうち、次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。 ア 排水対策特別事業にあつては、当該補助事業費の50% イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災等補助金交付要綱別表の(2)及び(3)の項の補助率の欄に掲げる補助率 ウ かんがい排水事業にあつては、当該補助事業費の50% エ 農道整備事業にあつては、当該補助事業費の55%</p>	

			業を併せて施行する場合には、総合補助率	(4) 区画整理事業、排水対策特別事業、ため池等整備事業、湛水防除事業、かんがい排水事業又は農道整備事業を併せて施行する場合には、総合補助率				
2 団体営地域開発関連基盤整備事業	地域開発関連基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知）第3の要件に該当するもの。	(1) 当該間接補助事業費の45% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該間接補助事業費の75% (3) 他の団体営事業のうち、次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。 ア 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）第3の1(1)及び第3の2(1)に基づき実施される基盤整備事業（区画整理事業に係るものは除く。以下「基盤整備事業」という。）にあつては、当該間接補助事業費の50% ただし、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域において行うものにあつては、当該間接補助事業費の55% イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災事業等補助金交付要綱別表の(2)及び(3)の項の補助率の欄に掲げる補助率 (4) 区画整理事業及び基盤整備事業、ため池等整備事業又は湛水防除事業を併せて施行する場合には、総合補助率	(1) 当該間接補助事業費の45% (2) 他の団体営事業のうち、次の事業にあつては、(1)の規定にかかわらず、次の補助率による。 ア 基盤整備事業にあつては、当該間接補助事業費の50% ただし、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域において行うものにあつては、当該間接補助事業費の55% イ ため池等整備事業及び湛水防除事業にあつては、農地防災事業等補助金交付要綱別表(2)及び(3)の項の補助率の欄に掲げる補助率 (3) 区画整理事業及び基盤整備事業、ため池等整備事業又は湛水防除事業を併せて施行する場合には、総合補助率					
(7) 都道府県が行う諸土地改良改良事業、市町村が行う諸土地改良事業に要する経費及び都道府県知事の適当と認める団体その他の者が行う諸土地改良事業に要する経費に対し都道府県知事が補助する事業並びに全国土地改良事業団体連合会及び公募団体が行う諸土地改	諸土地改良事業 (1) 水田農業振興緊急整備事業 ア 一般型	別表の事業の種類欄の2に掲げるものを実施する事業若しくは同欄の1から5までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施する事業又はこれらの事業と密接な関連を有する同欄に掲げるその他の事業を併せて一体的に実施するものであって、同欄の1から5までに掲げる事業の受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。 別表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農業用排水施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>2 暗渠排水事業</td> </tr> <tr> <td>3 客土事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	1 農業用排水施設整備事業	2 暗渠排水事業	3 客土事業	当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%
事業の種類								
1 農業用排水施設整備事業								
2 暗渠排水事業								
3 客土事業								

良事業

イ 担い手育成
成型

- 4 農道整備事業
- 5 区画整理事業
- 6 土壌改良事業
- 7 特認事業

その施行に係る地域において効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農用地の面積が増加することが明らかで、麦、大豆等の作付け面積が一定割合以上なことが確実な地域において、別表の事業の種類欄の2に掲げるものを実施する事業若しくは同欄の1から5までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施する事業又はこれらの事業と密接な関連を有する同欄に掲げるその他の事業を併せて一体的に実施するものであって、別表の事業の種類欄の1から5までに掲げる事業の受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

別表

事業の種類	
1	農業用排水施設整備事業
2	暗渠排水事業
3	客土事業
4	農道整備事業
5	区画整理事業
6	土壌改良事業
7	特認事業

当該補助事業費の50%

当該補助事業費の50%

(2) 地域整備関連総合整備事業

地域の振興に関する地方公共団体の計画に従って設置される施設等を整備する事業に関連して行う土地改良事業であって、次の(1)及び(2)に掲げる事業又は(1)、(2)及び(3)に掲げる事業を一体的に実施するもの。

- (1) 別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業のうち事業の種類欄の(1)から(5)までに掲げる事業のいずれか若しくは複数のものを行うもの又は当該事業及び当該事業と密接に関連する同欄の(6)に掲げる事業を併せて行うものであって、都道府県営事業にあっては受益面積（同欄の(6)に掲げる事業のみに係る面積を除く。団体営事業において同じ。）の合計がおおむね20ヘクタール以上、団体営事業にあってはおおむね10ヘクタール以上のもの。
- (2) 別表1の区分の欄の2の農業生活環境整備事業のうち事業の種類欄に掲げる事業のいずれか又は複数のものを行うもの。
- (3) 下表の区分の欄の3の特認事業

別表1

区分	事業の種類	事業の内容
1 農業生産	(1) 農業用排水	農業用排水施設の新設、

- (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%
ただし、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯（沖縄県、奄美群島又は離島の区域以外の区域であって、財政力指数（地方交付税法第14条の規定により算出した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算出した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で過去3年間の平均値をいう。以下この欄の(2)及び北海道の欄の(2)において同じ。）が全国平均以下の市町村の区域に限る。）において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%

- (2) 過疎地域自立促進特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村の区域のうち沖縄県、奄美群島、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域であつて、財政力指数が全国平均以下の市町村の区域内において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、平成12年度から16年度までの間の補助率は、別表2の採択年度の欄の区分に応じ、それぞれ同表の補助率に掲げる補助率。

- (1) 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%

ただし、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯（財政力指数（地方交付税法第14条の規定により算出した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算出した当該市町村の基準財政需要額で過去3年間の平均値をいう。）が全国平均以下の市町村の区域に限る。）において行うものにあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の55%

- (2) 過疎地域自立促進特別措置法附則第5条第1項に規定する特定市町村の区域の

基盤整備事業	水施設整備	廃止又は変更
	(2) 農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	(3) 土層改良	農用地につき行方客土、混層耕、除れき、床締め及びこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
	(4) 暗渠排水	農用地につき行方暗渠の新設若しくは変更又は心土破砕工
	(5) 区画整理	農用地の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	(6) 交換分合	農用地の交換分合
2 農村生活環境整備事業	(1) 農業集落道整備	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜の飼育、園芸作物の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
	(3) 集落防災安全施設整備	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
	(4) 用地整備	区画整理により換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって、農業近代化施設、公用・公共用施設等の用地の整備
	(5) 環境整備	親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等
3 特認事業	特認事業	地方農政局長（北海道においては農村振興局長）が特に必要と認める事業

別表 2

採 択 年 度	補 助 率
平成12年度	当該補助事業費の55%
平成13年度	当該補助事業費の54%
平成14年度	当該補助事業費の53%
平成15年度	当該補助事業費の52%
平成16年度	当該補助事業費の51%

うち特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、特定農山村地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域であって、財政力指数が全国平均以下の市町村の区域内において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず平成12年度から平成16年度までの間の補助率は、別表2の採択年度の欄の区分に応じ、それぞれ同表の補助率に掲げる補助率。

(3) 調査設計事業

団体営調査設計事業実施要綱（昭和46年6月25日付け46農地D第367号農林事務次官依命通知）第3の表の事業種類欄の1の調査設計、2の農業集落排水維持適正化事業及び3の中山間総合整備推進事業を行うために要する経費。

(1) 当該間接補助事業費の50%
(2) 沖縄県において行うものにあつては、当該間接補助事業費の50%

(4) 土地改良事業展開対策事業	全国土地改良事業団体連合会が行う土地改良事業点炊き対策事業に要する経費。			定額補助
(5) 農業農村整備技術強化対策等事業	公募団体が行う農業農村整備技術強化対策等事業に要する経費。			定額補助
(6) 畑地かんがい推進モデルほ場設置事業	畑地かんがい推進モデルほ場設置事業実施要綱(平成2年6月7日付け2構改D第124号農林水産事務次官依命通知)第2に掲げる事業に該当するもの。	(1) 当該補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、当該補助事業費の75% (3) 奄美群島において行うものにあつては(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の2/3	当該補助事業費の50%	
(7) 魚を育む流れづくり推進対策事業	魚を育む流れづくり推進対策事業実施要綱(平成7年4月1日付け7構改D第248号農林水産事務次官依命通知)第2及び第4に掲げる事業に該当するもの。	当該補助事業費の50%	当該補助事業費の50%	
(8) 農業集落排水維持適正化事業	都道府県土地改良事業団体連合会が行う団体営調査設計事業実施要綱(昭和46年6月25日付け46農地D第367号農林事務次官依命通知)第3の表の事業種類欄の3の農業集落排水維持適正化事業に要する経費。			
(9) 農村地域有機質資源再利用促進モデル事業	農村地域有機質資源再利用促進モデル事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1277号農林水産事務次官依命通知)第2の(1)に掲げる事業に該当するもの。	定額補助		
(10) ため池群広域防災機能増進モデル事業	ため池群広域防災機能増進モデル事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2637号農林水産事務次官依命通知)第2に掲げる事業に該当するもの。	定額補助	定額補助	
(11) 新農業水利システム保全対策事業	新農業水利システム保全対策事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2543号農林水産事務次官依命通知)第4に掲げる事業に該当するもの。	(1) 農業水利システム保全計画策定事業にあつては、定額補助 (2) 管理省力化施設整備事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の1/2	(1) 農業水利システム保全計画策定事業にあつては、定額補助 (2) 管理省力化施設整備事業にあつては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の1/2	農業水利システム保全計画策定事業に係る経費の限度額は、下表に定める額を上回らないものとする。

算 定 式

地区の経費限度額 = 1地区当たり基準額 + 加算額

1 地区当たり基準額

対象事業の水利区域面積区分	基準額	摘要
(1)採択年度から3年目まで おおむね 20ヘクタール以上100ヘクタール未満 100ヘクタール以上200ヘクタール未満 200ヘクタール以上300ヘクタール未満 300ヘクタール以上	200千円 1,000千円 2,000千円 3,000千円	
(2)4年目から5年目まで おおむね 20ヘクタール以上100ヘクタール未満 100ヘクタール以上200ヘクタール未満 200ヘクタール以上300ヘクタール未満 300ヘクタール以上 中山間地域にあってはおおむね10ヘクタール以上100ヘクタール未満。	60千円 300千円 600千円 900千円	

加算額

区分	加算額	摘要
(1)水利権の更新資料の作成がある場合 採択年度から3年目まで	1,000千円	
(2)更新・高度化等の基本整備計画の作成がある場合 採択年度から3年目までのいずれか単年度	1,000千円	

(12) 農業参入促進基盤整備実証事業	農業参入促進基盤整備実証事業実施要綱(平成17年3月25日付け16農振第2267号農林水産事務次官依命通知)第2の1に掲げる事業に該当するもの。	定額補助	定額補助	公募団体が行う事業に要する経費については定額補助
(13) 段階的基盤整備等実証調査事業	段階的基盤整備等実証調査事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1800号農林水産事務次官依命通知)第2に掲げる事業に該当するもの。	定額補助	定額補助	
(14) 遠隔監視等を利用した高度処理	遠隔監視等を活用した高度処理促進事業実施要綱(平成18年3月31日付け17農振第1986号農林水産事務次官依命通知)第2の1に掲げる事業に該当するもの。	(1) 要綱第2の1の(1)に掲げる事業にあっては当該間接補助事業費の50% (2) 要綱第2の1の(2)に掲げる事業にあっては定額補		

促進事業		助		
(15) 農地の防災機能増進事業	農地の防災機能増進事業実施要綱（平成18年3月31日付け17農振第1793号農林水産事務次官依命通知）第5に掲げる事業に該当するもの。	定額補助 ただし、農地の防災機能増進事業実施要綱第3の2の(1)、(2)に掲げる事業にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の1/2		
(16) 特定農業用管水路等特別対策事業（調査計画事業）	特定農業用管水路等特別対策事業（調査計画事業）実施要綱（平成18年3月31日付け17農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる事業に該当するもの。	定額補助	定額補助	
(17) 農業用水水源地域保全対策事業	農業用水水源地域保全対策事業実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第2037号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる事業に該当するもの。	定額補助	定額補助	
(18) 食の安全・安心確保基盤整備推進対策	(1) 公募団体及び都道府県土地改良事業団体連合会が行う食の安全・安心確保基盤整備推進対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1914号農林水産事務次官依命通知）第3の1及び2の要件に該当するもの。 (2) 土地改良区等が行う食の安全・安心確保基盤整備推進対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1914号農林水産事務次官依命通知）第3の3の要件に該当するもの。	定額補助 当該間接補助事業費の50%	定額補助 当該間接補助事業費の50%	
(19) 地域水ネットワーク再生事業	地域水ネットワーク再生事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1811号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる事業に該当するもの	(1) 要綱第2の1の(1)に掲げる事業にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 要綱第2の1の(2)に掲げる事業にあっては、定額補助	(1) 要綱第2の1の(1)に掲げる事業にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 要綱第2の1の(2)に掲げる事業にあっては、定額補助	公募団体が行う事業に要する経費については定額補助
(20) 生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業	生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2161号農林水産事務次官依命通知）第4の要件及び第10の2に該当するもの	(1) 要綱第4に掲げる事業にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず当該補助事業費の75% (3) 離島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、当該補助事業費の60% (5) 要綱第10の2に掲げる経費にあつては、定額補助	(1) 要綱第4に掲げる事業にあっては、当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50% (2) 要綱第10の2に掲げる事業にあっては、定額補助	要綱第10の2に掲げる経費の算定に当たっては、後進地域開発特別適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金交付要綱（昭和38年3月16日付け38農地A第585号農林事務次官依命通

					知)に基づ く交付額を 除く。
	(21) 炭素貯留 関連基盤整 備実験事業	炭素貯留関連基盤整備実験事業実施要綱(平成 年 月 日付 け 農振第 号農林水産事務次官依命通知)第2に掲げる事業 に該当するもの。	定額補助	定額補助	
	(22) 水田環境 向上基盤整 備支援事業	水田環境向上基盤整備支援事業実施要綱(平成 年 月 付 け 農振第 号農林水産事務次官依命通知)第2に掲げる事業に 該当するもの。	定額補助	定額補助	
	(23) 農村環境 保全整備推 進モデル事 業	農村環境保全整備推進モデル事業実施要綱(平成 年 月 日 付け 農振第 号農林水産事務次官依命通知)第3に該当する もの。	(1) 要綱第 に掲げる事業にあつては、当該補助事業費 又は当該間接補助事業費の50% (2) 沖縄県において行うものにあつては、(1)の規定に かかわらず当該補助事業費の75% (3) 離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施 地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯にお いて行うものにあつては、(1)の規定にかかわらず、 当該補助事業費の55% (4) 奄美群島において行うものにあつては、(1)の規定 にかかわらず、当該補助事業費の60%	当該補助事業費又は当該間接 補助事業費の50%	
	(24) 生態系と 景観が調和 した農業村 整備技術開 発事業	生態系と景観が調和した農業村整備技術開発事業実施要綱(平 成21年**月**日付け**農振第****号農林水産事務次官依命通知) 第2に掲げる事業に該当するもの。			定額補助
(8) 全国土地改良事 業団体連合会が行 う土地改良施設維 持管理適正化事業	土地改良施設維 持管理適正化事 業 (1) 土地改良施 設維持管理適 正化事業 (2) 施設改善特 別対策事業	1 全国土地改良事業団体連合会が当該年度の当該事業に要する 経費の3分の2以上を造成する。 2 都道府県土地改良事業団体連合会は地方公共団体からの補助 金を受けて当該都道府県土地改良事業団体連合会に係る経費の 3分の2以上を全国土地改良事業団体連合会に拠出すること。			土地改良区 等が行う土 地改良施設 の整備補修 に要する経 費の10分 の9に充て る額の3分 の1以内
(9) 都道府県が行う 国営造成施設管理 体制整備促進事業 並びに市町村及び 土地改良区が行う 国営造成施設管理 体制整備促進事業 に要する経費に対 し都道府県が補助 する事業	国営造成施設管理 体制整備促進 事業	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱(昭和60年4月26 日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知)第2及び第 3によるものとする。	(1) 操作体制整備型 ア 当該間接補助事業費の60% イ 沖縄県及び奄美群島において行うものにあつて は、アの規定にかかわらず、当該間接補助事業費の 85% (2) 管理体制整備型 当該補助事業費又は当該間接補助事業費の2分の1	(1) 操作体制整備型 当該間接補助事業費の70 % (2) 管理体制整備型 当該間接補助事業費の2 分の1	

<p>(10) 都道府県が行う地域用水機能増進事業、市町村及び土地改良区が行う地域用水機能増進事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業</p>	<p>地域用水機能増進事業</p>	<p>地域用水機能増進事業実施要綱（平成10年4月8日付け10構改D第221号農林水産事務次官依命通知）第5の1によるものとする。</p>	<p>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p>	<p>当該補助事業費又は当該間接補助事業費の50%</p>	<p>年度事業費（地域用水機能増進事業実施要綱第3の1の(4)に係るものは除く。）の限度額は以下によるものとする。</p> <p>（年度事業費の算出） 受益面積が5,000haまで $A = B \times C$ 受益面積が5,000ha以上10,000ha以下 $A = (-2(B - 10,000))^2 + C$ 受益面積が10,000ha以上 $A = C$ A：事業費限度額(円) B：受益面積(ha) C：受益面積区分ごとの限度基準額</p> <table border="1" data-bbox="1789 692 2107 880"> <thead> <tr> <th>対象となる事業の受益面積区分</th> <th>限度基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000haまで</td> <td>20千円</td> </tr> <tr> <td>5,000ha以上</td> <td>150,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる事業の受益面積区分	限度基準額	5,000haまで	20千円	5,000ha以上	150,000千円
対象となる事業の受益面積区分	限度基準額										
5,000haまで	20千円										
5,000ha以上	150,000千円										
<p>(11) 沖縄県が行う不発弾等事前探査又は沖縄県知事が適当と認める市町村若しくは団体が行う不発弾等事前探査に対し沖縄県が補助する事業</p>	<p>不発弾等事前探査</p>	<p>不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付け50構改D第307号農林事務次官通知）第2に掲げる不発弾等事前探査であって沖縄総合事務局長が適当と認めたもの。</p>	<p>(1) 沖縄県が行う不発弾等事前探査については、当該事前探査に要する経費の100%以内 (2) 沖縄県知事の適当と認める市町村又は団体が行う不発弾等事前探査については、当該間接補助事前探査に要する経費の100%以内</p>								
<p>(12) 都道府県が行う水資源活用地域共生事業</p>	<p>水資源活用地域共生事業</p>	<p>水資源活用地域共生事業実施要綱（平成14年3月29日付け13農振第3458号農林水産事務次官依命通知）第2及び第3によるものとする。</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>	<p>当該補助事業費の50%</p>							
<p>(13) 全国土地改良事業団体連合会が行う基幹水利施設管理技術者育成支援事業及び都道府県土地改良事業団体連</p>	<p>基幹水利施設管理技術者育成支援事業</p>	<p>基幹水利施設管理技術者育成支援事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2544号農林水産事務次官依命通知)第2及び第3によるものとする。</p>	<p>当該間接補助事業費の30%</p>	<p>当該間接補助事業費の30%</p>	<p>全国土地改良事業団体連合会が行う事業に要する経費については定額補助</p>						

<p>合会が行う基幹水利施設管理技術者育成支援事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業</p>					
<p>(14) 都道府県、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体が行う事務又は都道府県が補助する事業</p>	<p>地方事務費</p>	<p>事業等の欄に掲げる(1)から(9)まで、(11)、(13)及び(14)(ただし、事業等の欄に掲げる(7)の事業のうち事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる(3)から(5)まで、(8)から(10)まで、(12)から(14)まで、(16)及び(17)の事業並びに(19)及び(20)の公募団体の行う事業を除く。)の事業に係る事務であって、次に掲げるもの。 (1) 都道府県が行う事業に要する事務 (2) 都道府県知事の適当と認める団体その他の者が行う事業につき、都道府県が行う調査及び指導監督の事務 (3) 都道府県知事の適当と認める団体その他の者が行う事業に要する事務費に対し都道府県が補助する事業 (4) 全国土地改良事業団体連合会が行う事業に要する事務</p>	<p>(1) 採択基準の欄の(1)及び(2)の事務については、当該事務費の50%以内 (2) 採択基準欄の(3)の事業については、当該間接補助事業費の50%以内</p>	<p>(1) 採択基準の欄の(1)及び(2)の事務については、当該事務費の50%以内 (2) 採択基準の欄の(3)の事業については、当該間接補助事業費の50%以内</p>	<p>採択基準の欄の(4)の事務については、当該事務費の50%以内</p>
	<p>土地改良融資事業等指導監督</p>	<p>土地改良事業の実施に関し必要とされる指導、監督等であって、次に掲げるもの (1) 全国土地改良事業団体連合会及び全国農業会議所が行う水土保持強化対策事業に要する経費 (2) 都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県農業会議が行う水土保持強化対策事業に要する経費に対し、都道府県が補助する事業 (3) 土地改良区組織運営基盤強化対策のうち土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会又は市町村が行う事業運営改革基本計画策定事業、都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区組織運営基盤強化推進事業、土地改良区が行う統合再編整備事業、土地改良区が行う農業用排水路等管理組織整備推進事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業及び都道府県が行う指導事務(以下「土地改良区対策」という。) (4) 公募団体が行う土地改良区対策に要する経費 (5) 公募団体が行う農村防災・災害対応指導体制強化事業に要する経費</p>	<p>採択基準等の欄の(2)及び(3)の事業については、当該間接補助事業に要する経費の50%以内 ただし、(3)の農業用排水路等管理組織整備推進事業のうち附帯施設整備及び関連施設整備については3分の1以内</p>	<p>都道府県の欄に同じ</p>	<p>(1) 採択基準の欄の(1)の事務のうち全国管理指導事業推進委員会における運営費、全国換地等促進事業推進委員会における運営費及び土地改良相談等事業に係る経費については、当該事務に要する経費の50%以内とし、その他の経費については、定額補助 (2) 採択基準等の欄の(4)及び(5)の事務に要する経費に</p>

(備考)

- 1 昭和55年3月31日における旧過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域(過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。)で昭和55年4月1日において現に施行されていた土地改良事業であって、当該事業に要する費用につき昭和54年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての昭和55年度以降の予算の係る国の補助については、なお従前の例による。
- 2 平成2年3月31日における旧過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域(過疎地域振興特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。)で平成2年4月1日において現に施行されていた土地改良事業であって、当該事業に要する費用につき平成2年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての昭和55年度以降の予算の係る国の補助については、なお従前の例による。
- 3 都道府県営排水対策特別事業実施要綱(昭和54年7月10日付け54構改D第375号農林水産事務次官依命通知)に基づき昭和61年度以前に採択された地区及び都道府県営水田農業確立排水対策特別事業実施要綱(昭和62年8月21日付け62構改D第904号農林水産事務次官依命通知)に基づき昭和62年度から平成4年度までに採択された地区のうち、現に施行している地区に係る平成5年度以降の国の補助については、第2に規定する表の事業等又は補助対象事業の区分の欄の「水田営農活性化排水対策特別事業」の実施地区とみなして、同事業の補助率を適用する。
- 4 地域改善対策農業基盤整備事業実施要綱(昭和62年4月1日付け62構改D第329号農林水産事務次官依命通知)に基づき昭和62年度から平成8年度までに採択された地区のうち、平成9年3月31日において現に施行している地域改善対策農業基盤整備事業であって、当該事業に要する費用につき平成8年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成9年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 5 平成7年度及び平成8年度に採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成9年4月1日付け9構改D第254号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(7)採択基準等の欄の(1)のオ(オ)に掲げる農場型交換分合に係る平成9年度及び平成10年度の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 6 平成8年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成9年10月8日付け9構改D第242号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(6)採択基準等の欄の(3)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 7 平成9年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成10年5月20日付け10構改D第429号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)から(7)に掲げる事業であって、当該費用につき平成9年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成10年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 8 平成10年までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成11年10月1日付け11構改D第409号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(2)及び(6)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 9 平成11年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成12年10月31日付け12構改D第775号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)及び(6)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 10 この改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱に基づき平成12年度までに採択された事業については、改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)に掲げる事業に係る補助率を適用する。
- 11 平成14年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成15年4月1日付け14農振第2503号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(5)及び(6)に掲げる事業については、なお従前の例による。
- 12 平成15年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成16年3月30日付け15農振第2749号農林水産事務次官通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(5)及び(6)に掲げる事業であって、当該費用につき平成15年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成16年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 13 平成18年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成19年3月30日付け18農振第2023号農林水産事務次官依命通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(1)、(4)の3及び(7)に掲げる事業に係る補助率については、なお従前の例による。
- 14 地域ぐるみため池保全活動推進事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1942号農林水産事務次官依命通知)に基づき平成13年度から平成14年度までに採択された地区のうち、平成20年3月31日において現に施行している地域ぐるみため池保全活動推進事業であって、当該事業に要する費用につき平成19年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成20年度以降の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
- 15 平成20年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成19年3月30日付け18農振第2023号農林水産事務次官依命通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄の(3)に掲げる事業に係る補助率については、改正後の事業等の欄の(3)事業等又は補助対象事業の区分の欄の「基幹農道整備事業」の実施地区とみなして、同事業の補助率を適用する。ただし、平成20年度までに採択された改正前の(3)に掲げる事業のうち、補助率の欄の(1)の市町村営のものに係る補助率については、なお従前の例による。

番 号
年 月 日

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長)
農政局長 (全国土地改良事業団体連合会、全国農業会) 殿
(議所及び公募団体にあっては農林水産大臣)
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 (全国土地改良事業団体連合会会長)
(全国農業会議所会長)
(公募団体代表者)

氏 名 ㊟

平成 年度において下記のとおり を実施したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
 - 2 収支予算書(別紙第1のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあっては別紙第2のとおり。)
 - 3 経費の配分及び事業計画の概要(別紙第3のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあっては別紙第4及び別紙第5のとおり。)
 - 4 事業の完了予定 平成 年 月 日
 - 5 添付書類
 - (1) 都道府県の補助金交付規程又は要綱
 - (2) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約
 - (3) 資産及び負債に関する事項を記載した書類
 - (4) 収支予算(収支決算)に関する事項を記載した書類
- (注) 1 この申請書は、直接補助事業(事務費を含む)、間接補助事業及び間接補助事業の事務費ごとに区分して、それぞれ作成すること。
2 間接補助事業費にあっては、事業主体事務費を含めて作成すること。
3 補助金交付規程は、団体営事業のみ添付すること。
4 全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所及び公募団体の場合にあっては5の(2)から(4)に関する書類を添付すること。
5 計画変更及び実績報告の場合にあっては、これらに変更があった場合のみ添付すること。

別紙第1

収 支 予 算 書

区 分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備考
事業工事費	円	円	%	円	円	円	
地区							
地区							
地区							
事業事務費							
計							

予算議決(又は予算議決予定)平成 年 月 日

別紙第2

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増 減額	備 考
国庫補助金 (1)適正化事業補助金 (2)事務費補助金 賦 課 金 (1)適正化事業賦課金 (2)事務費賦課金 そ の 他 計	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	差引増 減額	備 考
交 付 金 事 務 費 計	円	円	円	

予算議決（又は予算議決予定）平成 年 月 日

別紙第3

経費の配分及び事業計画の概要

都道府県営事業の場合

事業名	地区名	施行 年度	(全計) 年度～年度		受益面積 ha										
			前年度まで			本 年 度			翌年度以降		備 考				
			事業量	事業費		事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源					
費 目	工 種	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村区	土地改良区その他	事業量	事業費	備 考
			円		円		円	円	%	円	円	円		円	

(注) 1 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

2 土地改良融資事業等指導監督費補助については、本様式によらず「団体営事業の場合」によること。

(記載要領)

- 1 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、換地費、全体実施設計費及び工事雑費並びに促進費を記載すること。
- 2 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段にその年度を記載すること。
- 3 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、経営体育成基盤整備事業及び畑地帯総合農地整備事業等にあっては、農業用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
- 7 不発弾等事前探査については、工種欄には対象事業名を、事業量欄には水平探査面積（㎡）、鉛直探査量（箇所数及び削孔長（m））及び確認のための掘削量（㎡）を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
- 8 備考欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業完了後の施設管理者を記載すること。
- 9 地域用水機能増進事業については、「費目」欄を「区分」欄及び「工種」欄を「費目」欄に読替えて、区分欄には地域用水機能増進事業実施要綱第3の

- 1の(4)の事業内容を、本年度の事業量欄には地域用水機能増進事業実施要領(平成10年4月8日付け10構改D第222号農村振興局長通知)第2の1の(4)の事業内容を記載すること。
- 10 国造成施設管理体制改革促進事業については、事業名に続けて括弧書きで事業の型名を記載すること。また、受益面積の欄は記入不要とする。
- 11 水資源活用地域共生事業については、「費目」欄を「区分」欄及び「工種」欄を「費目」欄に読替えて、区分欄には水資源活用地域共生事業実施要綱第2の1の(1)から(4)の事業内容を記載すること。
- 12 生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業にあっては、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要綱第3の1及び3の事業については、「費目」欄を「区分」欄及び「工種」欄を「費目」欄に読替えて、区分欄には「整備計画の策定」又は「調査モニタリング」を、費目欄には生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要綱第10の1の費目を、事業量の欄には「調査、測量及び試験」、「保全目標の設定等」、「保全管理活動の計画策定」、「専門家等の意見聴取、計画の取り纏め」、「事業による影響の調査」又は「影響の分析及び評価」を記載すること。

団体営事業の場合

事業名	地区名 (事業主体)	事業量		事業費		国庫補助金以外の財源				翌年度以降		備考	
		前年度まで		本年度		事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	事業量	事業費		
		事業量	事業費	事業量	事業費								都道府県費
			円		円		円	%	円	円	円		円
小計													
事業主体事務費													
計													

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面(ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。)

(記載要領)

- 地区名の下に括弧書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費、工事雑費並びに事業主体事務費を記載すること。
- 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業にあっては農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
- 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 不発弾事前探査については、事業量欄には水平探査面積(㎡)、鉛直探査量(箇所数及び削孔長(m))及び確認のための掘削量(㎡)を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
- 土地改良融資事業等指導監督費については、第2の表の事業等欄の(14)の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。
 - 全国土地改良事業団体連合会、都道府県土地改良事業団体連合会及び全国農業会議所が行う水土保全強化対策事業のうち土地改良換地等促進事業の場合は本年度の事業量欄に換地等促進対策指導地区(県)数を都道府県農業会議所が行う土地改良換地等促進事業の場合は本年度の事業量欄に交換分合実務研修及び交換分合実施農業委員会等に対する助言指導等の対象団体数を記載すること。
 - 都道府県土地改良事業団体連合会が行う水土保全強化対策事業のうち土地改良施設管理指導事業の場合は本年度の事業量欄に専門指導員設置員数及び指導(土地改良施設の診断指導をいう。)予定地区数を記載すること。
 - 全国土地改良事業団体連合会が行う水土保全強化対策事業のうち土地改良施設管理指導事業の場合は本年度の事業量欄に全国管理指導事業推進委員会の開催件数並びに専門指導員研修人員及び土地改良施設の診断・指導に関する事例集の発行部数を、本年度の事業費欄に当該事業に要する経費を記載すること。
 - 土地改良区対策の場合は、地区名欄に本対策の実施地区名を費目欄に「事業費」と「指導事務費」の別を、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率、国庫補助金以外の財源の各欄に当該事業及び指導事務に要する経費を費目ごとに記載すること。
 - 公募団体が行う事業にあっては、費目欄に各事業の公募要領に定める経費を記載すること。
- 基幹水利施設管理技術者育成支援事業については、地区名欄に 県土地改良事業団体連合会と記載するとともに次により記載すること。
 - 都道府県土地改良事業団体連合会が行う指導・援助事業の場合は費目欄に事業費と事務費の別を、工種欄に事業費のうちの技術者賃金、機械器具購入費、燃料費、印刷費及び調査費の別を記載すること。
 - 全国土地改良事業団体連合会が行う技術強化事業の場合は費目欄に旅費と調査費の別を記載すること。
- 地域用水機能増進事業については、「費目」欄を「区分」欄及び「工種」欄を「費目」欄に読替えて、区分欄には地域用水機能増進事業実施要綱第3の1の(1)から(4)の事業内容を、本年度の事業量欄には地域用水機能増進事業実施要綱第2の1の(1)から(4)の事業内容を記載すること。
- 国造成施設管理体制改革促進事業については、事業名に続けて括弧書きで事業の型名を記載すること。
- 生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業にあっては、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要綱第3の1及び3の事業については、「費目」欄を「区分」欄及び「工種」欄を「費目」欄に読替えて、区分欄には「整備計画の策定」又は「調査モニタリング」を、費目欄には生物多様性対応基盤整備

備促進パイロット事業実施要領第10の1の費目を、事業量の欄には「調査、測量及び試験」、「保全目標の設定等」、「保管理活動の計画策定」、「専門家等の意見聴取、計画の取り纏め」、「事業による影響の調査」又は「影響の分析及び評価」を記載し、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要領第10の2の経費については、「費目」欄に「促進費」と記載すること。

別紙第4

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

経費の配分

費目	資金拠出 連合会数	事業費	事業費の内訳					備考
			国庫 補助金	地方連合会拠出金等			その他	
				地方公共団体補助金		土地改良区等拠出金		
				県	市町村			
		円	円	円	円	円	円	

(記載要領)

- 「費目」欄には、「資金造成」と「地方事務費」の別を記載すること。
- 資金造成にあつては、「事業費」欄に当該資金造成の総額を記載すること。

別紙第5

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

全体計画の概要

各地方 連合会名	資金造成の明細					交付金の明細			備考
	資金拠出 土地改良 区等数	土地改良区 等拠出金	地方公共団体補助金		国庫補助金	計	交付金交付 対象土地改 良区等数	土地改良施 設整備補修 総事業費	
			県	市町村					
		円	円	円	円	円	円	円	

別記様式第2号(第6関係)

平成 年度 事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長)
 農政局長 (全国土地改良事業団体連合会、全国農業会) 殿
 (議所及び公募団体にあつては農林水産大臣)
 (沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 (全国土地改良事業団体連合会会長
 全国農業会議所会長
 公募団体代表者)

氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあつた事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分及び事業計画の概要を変更し、〔金 円の追加交付(減額承認)を受け〕たいので土地改良事業関係補助金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の部分を除くこと。
 2 上記の「関係書類」とは、この要綱の別記様式第1号の別紙第1から別紙第6までの様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで、上段に記載すること。

平成 年度 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長)
農政局長 (全国土地改良事業団体連合会、全国農業会) 殿
(議所及び公募団体にあっては農林水産大臣)
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 (全国土地改良事業団体連合会会長)
(全国農業会議所会長)
(公募団体代表者)

氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況(別紙第6のとおり)
- 2 事業着手 平成 年 月 日
- 3 事業完了予定 平成 年 月 日

別紙第6

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予算額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	予算額	支出済額	支出未済額	備 考
	円	円	円	

(注) 間接補助事業については、事業一本にし、地区名欄に総地区数を記入し、地方事務費と区分して記入すること。

2 事業別状況

地区名	費 目	実 施 計 画		出 来 高		進ちょく率 (B)/(A)	備 考
		事業費(A)	国庫補助金	事業費(B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

- (注) 1 都道府県営事業については、備考欄に事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。
 2 間接費補助事業については、事業一本にし、地区名欄に地区数を記入し、地方事務費と区分して記載すること。
 3 不発弾等事前探査については、別紙第3に準じて記載すること。
 4 土地改良施設維持管理適正化事業補助については、資金造成と地方事務費として区分し、それぞれ次のように記載すること。
 (1) 資金造成にあっては、実施計画の事業費の欄及び出来高の事業費の欄に当該資金造成額を記載すること。
 (2) 地方事務費にあっては、実施計画の事業費の欄及び出来高の事業費の欄に当該事務に要する経費を記載すること。
 5 土地改良融資事業等指導監督費については、別紙第3に準じて記載すること。

平成 年度 事業実績報告書

番 号
年 月 日

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長)
農政局長 (全国土地改良事業団体連合会、全国農業会) 殿
(議所及び公募団体にあっては農林水産大臣)
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 (全国土地改良事業団体連合会会長)
(全国農業会議所会長)
(公募団体代表者)

氏 名 ④

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定通知があったことについて、下記のとおり事業を実施したので土地改良事業関係補助金交付要綱により報告する。

なお、あわせて精算額 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算書(別紙第7及び第8のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあっては別紙第9のとおり。)
- 3 補助事業の成果(直接補助事業にあっては、別紙第3(土地改良施設維持管理適正化事業補助にあっては別紙第4、別紙第5)、別紙第10、別紙第11及び別紙第12、間接補助事業にあっては、別紙第3、別紙第10、別紙第11及び別紙第12(国営造成施設管理体制整備促進事業補助にあっては別紙第3及び別紙第12)を添付すること。)
(注)1 前年度から繰り越した分にあつては繰越分として、別に作成のうえ提出する。
2 記の2の事業の成果は申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が比較対照できるよう申請書を括弧書きで二段書にすること。
- 4 事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもつから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

別紙第7

収 支 精 算 書

区 分	事業費 円	国庫補助金 円	国庫補助率 %	都道府県費 円	市町村費 円	土地改良区等費 円	備 考
事業工事費 地区 地区 地区 事業事務費 計							

(注) 予算額を上段()書、精算額を下段に記入すること。

別紙第8

国 庫 補 助 金 精 算

区 分	補助金交付 決定額 円	精算事業費 総 額 円	国 庫 補助率 %	精算国庫 補助金額 円	概算払 受領総額 円	差引国庫補助金 未受領(返還)額 円	備 考
都道府県営 事業費 事務費 (団体営 事業費 地方事務費 事業主体分 都道府県分)							

別紙第9

収支精算書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	前年度予算額	差引増 減額	備 考
国 庫 補 助 金	円	円	円	
(1)適正化事業補助金				
(2)事務費補助金				
賦 課 金				
(1)適正化事業賦課金				
(2)事務費賦課金				
そ の 他				
計				

2 支出の部

区 分	本年度精算額	前年度予算額	差引増 減額	備 考
交 付 金	円	円	円	
事 務 費				
計				

3 国庫補助金精算

区 分	補助金交付 決定額	精算事業費 総 額	国 庫 補助率	精算国庫 補助金額	概算払 受領総額	差引国庫補助金 未受領(返還) 額	備 考
適正化事業補助金	円	円	%	円	円	円	
事務費補助金							
合 計							

別紙第10

地区別検査調書

(都道府県営事業の場合)

地区名	費目	区分	事業量	事業費	着工年月日	竣工検査		備考
					(竣工年月日)	検査年月日	検査責任者職氏名	
	工事費			円				
		計						
	測量及び 試験費							
		計						
	用地費及び 補償費							
		計						
	工事雑費							
		計						
	合 計							

- (注) 1 請負契約書に基づき一契約書ごとに記載すること。
 2 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。
 3 区分欄には、農村振興局長が別に定める工事雑費の用途基準に従って記入すること。

(団体営事業の場合)

地区名	事業主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

別紙第 11

残 材 料 直 営 調 書

地区名	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	検収又は取得 年 月 日	備 考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあっては、地区名の下に括弧書きで事業主体名を記入すること。

別紙第 12

財産管理台帳 (令第 13 条第 1 号から 3 号までの財産、要綱第 14 の財産)

事業名	地区名	事業主体	名 称	形状寸法	数 量	単 価	取得金額	検収又は 取得年月日	処分制限期間		処 分 の 状 況			備 考
									耐用年数	処分制限 年月日	処分の類別	処分年月日	補助金 返還額	
						円	円						円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施行期間を記載すること。

2 備考欄に当該事業に係る補助率等を記載すること。

別記様式第 5 号 (第 12 第 4 項関係)

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長)
 (全国土地改良事業団体連合会、全国農業会)
 農政局長 (議所及び公募団体にあっては農林水産大臣) 殿
 (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 (全国土地改良事業団体連合会会長
 全国農業会議所会長
 公募団体代表者)

氏 名 ㊞

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱第 12 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

平成 年度補助金等支出明細書

1 補助金等の名称		
2 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3 交付先の法人の名称		
4 交付実績額		千円(A)
5 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容	金 額	
		千円
		千円
合 計		千円
合 計		千円
6 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
		千円
		千円
		千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
		千円
		千円
合 計		千円
7 その他		
内 容	金 額	
		千円
		千円
		千円
合 計		千円
8 再補助等の割合		%(B/A)

(注)

1. 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
2. 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。
<「(2)(1)以外の支出」の具体例>
旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料
3. 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
4. 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
5. 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6.(1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。